

中小企業への3つの応援

中小企業の再生推進と金融円滑化

- ・再生支援協議会を機能強化して継続
- ・企業再生のための金融の拡充
- ・流動資産担保保証制度の創設

企業の応援

成長に不可欠な自己資本の充実

留保金課税の撤廃

モノ作りの高度化の応援

「中小ものづくり高度化法」により研究開発と人材育成を支援

ヒトの応援

起業・再起業の応援

- ・再挑戦支援融資・保証制度の創設
- ・再チャレンジ相談窓口の創設
- ・個人保証に依存しない融資の推進

小規模事業者等への応援

・マル経融資等による支援

地域の応援

中小企業地域資源活用プログラムの創設

各地域固有の資源（技術、農水産品、伝統文化等）を活用した新事業創出を総合支援（5年間で1000件）

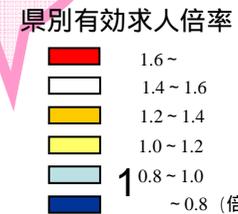
まちづくりの推進

新まちづくり三法により中心市街地活性化を総合支援

経済産業省、総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省の6省連携

農工商連携・まちづくりや観光との一体推進

<地域・中小企業の自立的発展への総合支援>



中小企業の再生推進

中小企業の再生は、人材や経験など経営資源の散逸を防止する。
地域経済の再活性化・活力維持に不可欠。

中小企業再生支援協議会

- ◆ 再生支援協議会を機能強化

- ◆ 各地の再生支援協議会は15年2月以来、1万件を超える相談を実施。千件以上について再生計画を策定。
- ◆ 地方中小企業の再生は、今後更に本格化。

企業再生のための金融

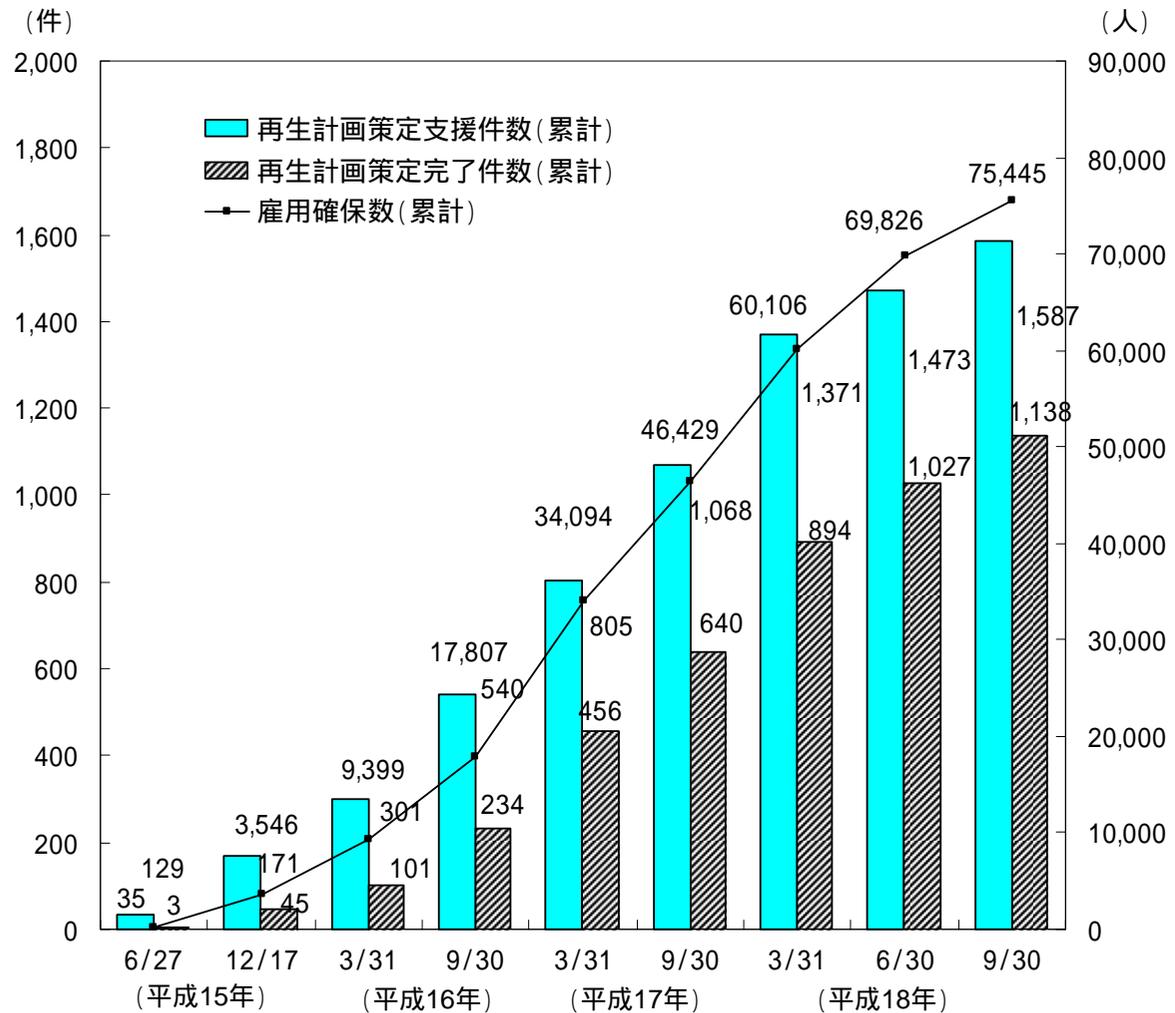
(中小公庫、国民公庫、信用保証協会)

- ◆ 企業再生過程における公的融資・保証制度の充実・強化

- ◆ リスクの高い中小企業再生への資金供給には、民間融資は極めて消極的。公的支援も一部に限定。
- ◆ 再生過程で資金調達できないと、再生が一層困難化。

中小企業再生支援協議会の活動実績

- ◆ 全都道府県に合計195名の常駐専門家(弁護士、会計士、中小企業診断士)を配置。(H18.10.1現在)
- ◆ 相談取扱い企業
10,169企業(H18/9/30現在)
- ◆ これまでに1,138件の再生計画策定が完了し、75,445人の雇用を確保。
さらに、449件の再生計画策定を支援中。(計1,587件の再生計画策定を支援。)



起業・再起業の応援

～再チャレンジ可能な社会の実現～

一度失敗すると、再挑戦のために資金調達ができない現状を打破

再チャレンジ相談窓口の創設

- ◆ 相談窓口を全国280カ所に設置する（19年度概算要求 14億円）

再挑戦支援融資制度の創設

(中小公庫、国民公庫、商工中金)

- ◆ いったん失敗した起業家を門前払いせず、積極的に融資する特別の融資制度を創設
- ◆ リスクや担保不足による上乗せ金利を大幅圧縮(中小公庫)
- ◆ 過去の債務が残っている場合、その返済資金にも対応

再挑戦支援保証制度の創設

(信用保証協会)

- ◆ 民間金融機関による再挑戦者への融資も信用保証により後押し
- ◆ 信用保証料率を引き下げ、再挑戦者を応援
- ◆ 過去の債務が残っている場合、その返済資金にも対応

起業・再起業の応援

～再チャレンジ可能な社会の実現～

第三者保証・本人保証が要求されるために、再挑戦が難しくなってしまう現状を打破

第三者保証非徴求の徹底・拡充

(国民公庫、信用保証協会)

- ◆ 国民公庫の第三者保証を求めない融資制度を拡充
- ◆ 信用保証協会については、本年4月から第三者保証を求めないことを徹底

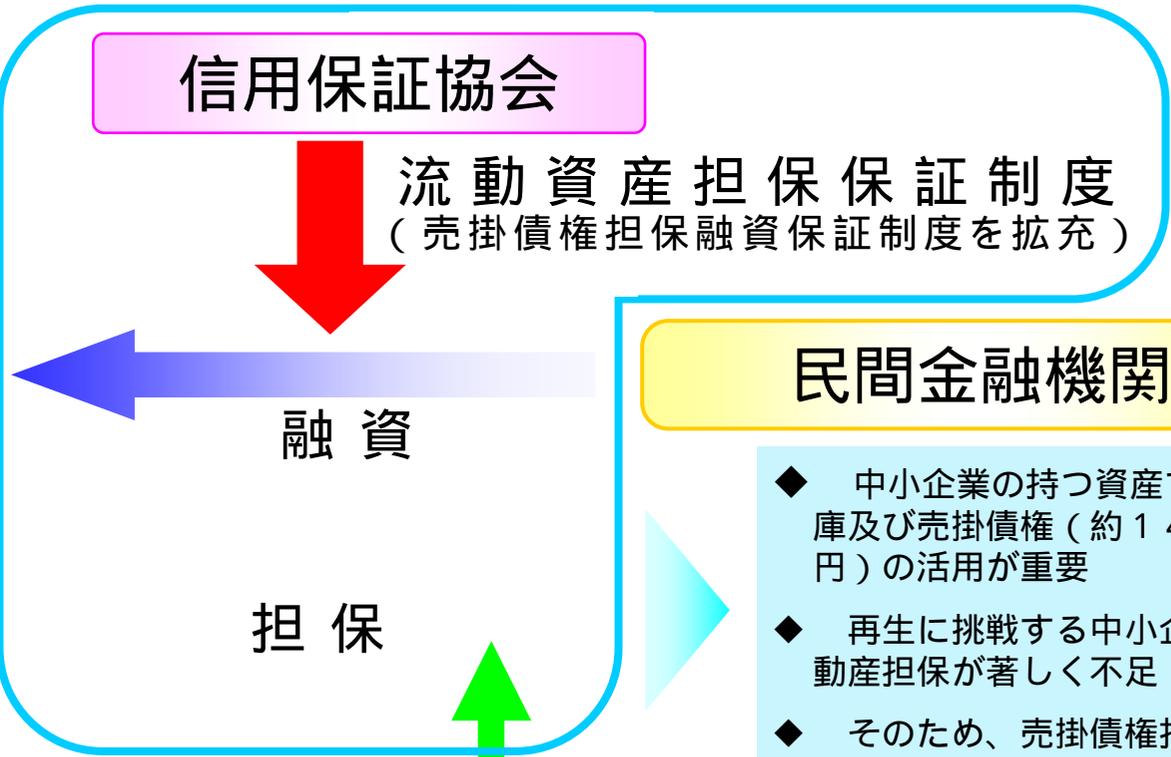
本人保証免除の融資制度の創設・拡充

(中小公庫、国民公庫)

- ◆ 創業等の支援のために、定期的な財務報告を行うことを条件に、本人保証を免除する制度を創設 (中小公庫)
- ◆ 事業計画の審査に基づき、創業者に無担保・無保証の融資を行う制度を拡充 (国民公庫)

流動資産担保保証制度の創設

中小企業向け融資総額
255兆円



- 中小企業の保有する資産
- 拡 充
- 在庫(47兆円)
 - 売掛債権(91兆円)
 - 土地(86兆円)
 - 建物・機械等(109兆円)
 - 親族・知人、取引先等

民間金融機関

- ◆ 中小企業の持つ資産である在庫及び売掛債権(約140兆円)の活用が重要
- ◆ 再生に挑戦する中小企業は不動産担保が著しく不足
- ◆ そのため、売掛債権担保融資保証制度を拡充し、流動資産担保保証制度を創設する
- ◆ 同制度を通じ、事業全体の評価が行えるよう、民間金融機関の審査能力の向上を図る

従来は、不動産担保や親戚・知人、取引先等の第三者保証により融資